

感染症について

下記の場合は学校において予防すべき感染症であり、他の児童・生徒に感染するおそれのある間は、出席停止の対象となります。出席停止期間の基準は次のとおりです。登校の際は、医師に「治癒証明書」を記入していただき、学校に提出してください。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、ご家庭で【出席停止経過報告書】を記入し提出してください。

種	病 名	出席停止の期間の基準
第 一 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）	
第 二 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） 【治癒証明不要】	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹	発疹を伴う発熱が解熱後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 【治癒証明不要】	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	「その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができます。
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

